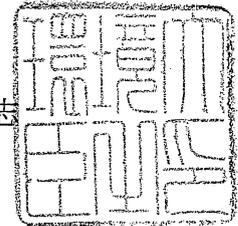


諮問 第 3 3 2 号
環水大土発第 120824001 号
平成 2 4 年 8 月 2 4 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
細野豪志



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について (諮問)

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件 (昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号。以下「告示」という。) について、

- (1) 別紙 1 の農薬に関し、告示第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - (2) 別紙 2 の農薬に関し、告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(E) -N¹-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N²-シアノ-N¹-メチルアセトアミジン (別名アセタミプリド)

3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン (別名オキサジクロメホン)

(2E)-2-(メトキシイミノ)-2-{2-[(3E,5E,6E)-5-(メトキシイミノ)-4,6-ジメチル-2,8-ジオキサ-3,7-ジアザノナ-3,6-ジエン-1-イル]フェニル}-N-メチルアセトアミド (別名オリサストロビン)

N,N-ジエチル-3-メシチルスルホニル-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名カフェンストロール)

S,S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3,5-ジカルボチオアート (別名ジチオピル)

O,O'-ジメチル=S-メチルカルバモイルメチル=ホスホロジチオアート (別名ジメトエート)

(Z)-3-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)

4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(p-トリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド (別名トルフェンピラド)

(S)-1-アニリノ-4-メチル-2-メチルチオ-4-フェニルイミダゾリン-5-オン (別名フェンアミドン)

3-(2,2-ジフルオロエトキシ)-N-(5,8-ジメトキシ[1,2,4]トリアゾロ[1,5-c]ピリミジン-2-イル)- α,α,α -トリフルオロトルエン-2-スルホンアミド (別名ペノキススラム)

エチル=N-[2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ]-N-イソプロピル- β -アラニナート (別名ベンフラカルブ)

(RS)-1-[2,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア (別名ルフェヌロン)

(別紙2)

(10E, 14E, 16E, 22Z) - (1R, 4S, 5' S, 6S, 6' R, 8R, 12S, 13S, 20R, 21R, 24S) - 6' - [(S) - sec-ブチル] - 21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15.6. 1. 1^{4,8}. 0^{20, 24}] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' - (5', 6' -ジヒドロ-2' H-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-4-O- (2, 6-ジデオキシ-3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシル) - 3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシド (別名アベルメクチンB1a) 及び (10E, 14E, 16E, 22Z) - (1R, 4S, 5' S, 6S, 6' R, 8R, 12S, 13S, 20R, 21R, 24S) - 21, 24-ジヒドロキシ-6' -イソプロピル-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15.6. 1. 1^{4,8}. 0^{20, 24}] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' - (5', 6' -ジヒドロ-2' H-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-4-O- (2, 6-ジデオキシ-3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシル) - 3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシド (別名アベルメクチンB1b) の混合物 (別名アバメクチン)

2, 6-ジクロロチオベンザミド (別名クロルチアミド又はDCBN)

4-クロロ-2-シアノ-N, N-ジメチル-5-p-トリルイミダゾール-1-スルホンアミド (別名シアゾファミド)

6-tert-ブチル-8-フルオロ-2, 3-ジメチル-4-キノリル=アセタート (別名テブフロキン)

(RS) - 1 - [3-クロロ-4- (1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] - 3 - (2, 6-ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ノバルロン)

エチル=2-クロロ-5- (4-クロロ-5-ジフルオロメトキシ-1-メチルピラゾール-3-イル) - 4-フルオロフェノキシアセタート (別名ピラフルフェンエチル)

4-フェノキシフェニル (RS) - 2 - (2-ピリジルオキシ) プロピルエーテル (別名ピリプロキシフェン)

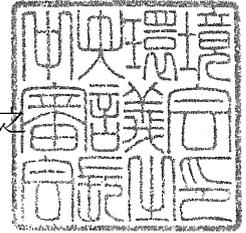
1 - [4- (2-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリルオキシ) - 2-フルオロフェニル] - 3 - (2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名フルフェノクスロン)



中環審第669号
平成24年8月24日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



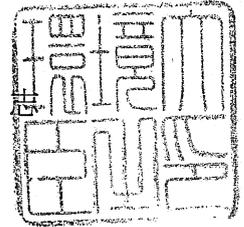
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成24年8月24日付け諮問第332号、環水大土発第120824001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第 329 号
環水大土発第 120523001 号
平成 24 年 5 月 23 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
細野豪



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙2)

(抄)

2, 6-ジクロロ-N-[3-クロロ-5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルメチル]ベンズアミド (別名フルオピコリド)

N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン (別名ペンディメタリン)

(1RS, 5RS; 1RS, 5SR)-5-(4-クロロベンジル)-2, 2-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)シクロペンタノール (別名メトコナゾール)

(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア (別名ルフェヌロン)



中環審第662号
平成24年5月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成24年5月23日付け諮問第329号、環水大土発第120523001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。